

改正案	現行
<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p>	<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p>
<p>2 略</p> <p>（俸給の特別調整額）</p> <p>第十条の二 略</p> <p>2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。</p>	<p>2 略</p> <p>（俸給の特別調整額）</p> <p>第十条の二 略</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による俸給の特調整額について準用する。</p>
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第十条の三 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第十条の三 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職</p>

に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一・二 略

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十条の九において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円

四 略

2・3 略

（扶養手当）

2 第十一条 略

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一萬三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がなく一人につきは五千人円とする。）とする。

4 略

（広域異動手当）

に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一・二 略

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十条の八において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円

四 略

2・3 略

（扶養手当）

2 第十一条 略

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一萬三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち二人までについてはそれぞれ六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がなく一人につきは五千人円とする。）とする。

4 略

第十一條の八

職員がその在勤する官署を異にして異動した場合は、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の六

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百

分の三

2| 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年

を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3| 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4| 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5| 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(研究員調整手当)

2 第十一条の九 略

2 研究員調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十(次の各号に掲げる職員にあつては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合)を乗じて得た額とする。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

4 3 略

4 3 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(住居手当)

2 第十一条の十 略

2 第十四条 略

3 前二項の規定により特勤勤務手当に準ずる手当を支

給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特

(研究員調整手当)

2 第十一条の八 略

2 研究員調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十(地域手当支給官署に在勤する職員にあつては、その割合から当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合を減じた割合)を乗じて得た額とする。

4 3 略

4 3 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四又は前二条の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(住居手当)

2 第十一条の九 略

2 第十四条 略

地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に
し必要な事項は、人事院規則で定める。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一
時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対す
る地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額
の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務
時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第十九条の四 略

2・3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現
在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあ
つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現
在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月
額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び
研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級
が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適
用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を
考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につ
き人事院規則で定めるものについては、前項の規定に
かかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並
びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員
調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務
の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に
応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定
める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は
監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一
時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対す
る地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に十二
を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を
乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第十九条の四 略

2・3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現
在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあ
つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現
在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月
額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手
当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級
が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適
用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を
考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につ
き人事院規則で定めるものについては、前項の規定に
かかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並
びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額
の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮し
て人事院規則で定める職員の区分に依りて百分の二十
を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて
得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にあ
る職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五

に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

第十九条の七 略
(勤勉手当)

第十九条の七 略
(勤勉手当)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額を合算した額に百分の七十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額を合算した額に百分の七十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額

二 略

二 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

4・5 略

4・5 略

(期末特別手当)

(期末特別手当)

第十九条の八 略

2 4 略

5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

6・7 略

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の九 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 略

3 第十条の三から第十一条の二まで、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

（休職者の給与）

第二十三条 略

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ

第十九条の八 略

2 4 略

5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

6・7 略

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の九 第十条から第十一条の二まで、第十一条の九、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 略

3 第十条の三から第十一条の二まで、第十一条の五から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

（休職者の給与）

第二十三条 略

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支

3 百分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 8 略

3 給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 8 略

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>第十二条 附則 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十條第二項、第十九條の四第五項（給与法第十九條の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九條の八第五項の規定の適用については、給与法第十條第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九條の四第五項及び第十九條の八第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>	<p>第十二条 附則 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十條第二項（給与法第十條の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九條の四第五項（給与法第十九條の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九條の八第五項の規定の適用については、給与法第十條第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九條の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つこととを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。</p>	<p>第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つこととを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（平均給与額） 第四条 略</p> <p>2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3 5 略</p>	<p style="text-align: center;">（平均給与額） 第四条 略</p> <p>2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3 5 略</p>

改正案	現行
<p>（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>2 第六条の五 略</p> <p>前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に 関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員 」という。）については同法に規定する俸給及び扶養 手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動 手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その 他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じ て政令で定める額をいう。</p>	<p>（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>2 第六条の五 略</p> <p>前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に 関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員 」という。）については同法に規定する俸給及び扶養 手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員 調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員につい ては一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める 額をいう。</p>

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）
（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等） 第七条 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第四条に規定する給与準則」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第七条 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第四条に規定する給与準則」とする。</p> <p>4・5 略</p>

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）
 （附則第七条関係）

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等）</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第三項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等）</p> <p>第五十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第三項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4・5 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等） 第五十七条 略</p> <p>2 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「日本郵政公社法第五十四条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「日本郵政公社は」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第五十七条 略</p> <p>2 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「日本郵政公社法第五十四条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「日本郵政公社は」とする。</p> <p>4・5 略</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 （附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（派遣期間中の給与等） 第十三条 略</p> <p>2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要がある」と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（派遣期間中の給与等） 第十三条 略</p> <p>2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要がある」と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p> <p>3 略</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）
 （附則第八条関係）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の九及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の八第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この</p>

法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六
条」とする。

法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六
条」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（附則第九条関係）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）」第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と、適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の九及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）」第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の八第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と、適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>

改正案	現行
<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 弁護士職務従事職員がその弁護士職務従事期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する地域手当若しくは広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもって、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるときは、他の判事補若しくは判事又は検事との均衡を考慮し、必要な措置を講ずることができる。</p> <p>5 略</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 弁護士職務従事職員がその弁護士職務従事期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する地域手当（以下この項において「俸給等」という。）の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもって、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるときは、他の判事補若しくは判事又は検事との均衡を考慮し、必要な措置を講ずることができる。</p> <p>5 略</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二一号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>附則 （一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第八十条 施行日の前日において旧公社の職員であった者であつて引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する新法第十一条の第七第三項、第十一條の八第三項、第十二條第四項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。</p>	<p>附則 （一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第八十条 施行日の前日において旧公社の職員であった者であつて引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する新法第十一条の第七第三項、第十二條第四項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。</p>